

家庭訪問支援事業の実施について

平成14年4月30日 雇児発第0430004号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、子育て不安や軽度の被虐待経験及びひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童養護施設等の施設退所後のアフターケアの必要な家庭に対し、子ども家庭支援員が家庭を訪問し、適切な養育相談・支援等を行い、地域における子育てのセーフティ・ネットの推進を図るべく「家庭訪問支援事業」を別紙のとおり定め、

平成14年4月1日より適用することとしたので、その円滑かつ適正な実施が行われるよう、貴管区内市区町村、関係団体に対して、周知徹底を図るとともに、その実施にあたり遺漏のないよう指導されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

家庭訪問支援事業実施要綱

第1 目的

子育て不安や軽度の被虐待経験及びひきこもり等の家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童養護施設等を退所又は里親養育後、家庭復帰のためのアフターケアの必要な家庭に対し、子育てや養護・保育の経験豊かなボランティアで、かつ、市町村の実施する研修を受講し、支援員として適当と認められ、登録した者（以下、「子ども家庭支援員」という。）が家庭を訪問等し、適切な育児相談・支援等を行い、地域における子育てのセーフティ・ネットの推進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、事業の一部又は全部を児童家庭支援センター、地域子育て支援センター、その他NPO法人等に委託することができるものとする。

第3 支援の対象

本事業の支援対象は、市町村が本事業のサービスの効果が期待できると判断した次に掲げる家庭を対象とする。

1. 保護者等が、児童相談所、保健所、福祉事務所、

家庭児童相談室、保健センター、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター等（以下、「事業関係機関」という。）に自ら相談し、本事業のサービスを受けることを希望する家庭。

2. 家庭養育上、不安・孤立などの問題や虐待のおそれ、又はそれらのリスクを抱える家庭及び児童養護施設等を退所、又は里親養育終了後の家庭復帰のためのアフターケアの必要な家庭など、本事業のサービスの効果が期待できる家庭。

第4 事業の実施

1. 市町村は、本事業のサービスの対象として決定した家庭を子ども家庭支援員に訪問等させ、子育てに関する相談に応じたり、支援できる体制を整備するなど、あらゆる場面を通じて本事業の普及を図るものとする。
2. 市町村は、以下のような子育てや養護・保育の経験豊かなボランティアで、かつ、市町村の実施する研修を受講し、子ども家庭支援員として適当と認め、登録した者に、訪問等を行わせるものとする。
 - (1) 里親
 - (2) 児童指導員、保育士等の児童福祉施設従事経験者
 - (3) ベビーシッター経験者